

『山梨県立中央病院検査部生化学・免疫等検査機器更新』

事業者候補者選定基準

平成30年10月22日

地方独立行政法人山梨県立病院機構  
山梨県立中央病院

## 1 選定基準の趣旨

- ・この基準は、山梨県立中央病院検査部生化学・免疫等検査機器更新事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が事業者候補者を選定するための採点の手順及び選定基準を定めたものである。

## 2 評価機関

- ・選定委員会は、本選定基準に従って提案事業者の評価を行う。
- ・山梨県立中央病院は受託者の決定にあたり、選定委員会の評価を参考にするものとする。

## 3 評価の方法

- ・選定委員会は、参加者の提案書及び見積書を参考に、本選定基準、山梨県立中央病院検査部生化学・免疫等検査機器更新実施仕様書及びプロポーザル実施要領に基づき、下記の手順によって採点を行う。

### (1) 価格及び技術評価

#### ① 区分及び配点

- ・価格及び技術評価の区分及び配点は、下記の表のとおりとする。

| 区分   | 審査項目 | 配点   |        |
|------|------|------|--------|
| 価格評価 | 見積価格 | 800点 | 1,000点 |
| 技術評価 | 技術提案 | 200点 |        |

#### ② 価格評価

- ・価格点は、次の採点方法に基づいて算出した点数とする。

$$\text{価格点} = \{1 - \text{見積価格} / (\text{予定価格} - \text{消費税相当額})\} \times 800 \text{点}$$

- ・なお、「検体検査管理加算Ⅳ」が算定できない契約方式については、同加算による5年分の増収見込み額106,250,000円（※）を見積価格に加えて計算する。

※（検体検査管理加算Ⅳ－検体検査管理加算Ⅱ－医師人件費）×0.5×5年により算出

- ・見積価格は、予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額（以下「消費税相当額」という。））を除いた額の範囲内にあること。
- ・価格点の算出に当たっては、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを有効とする。

#### ③ 技術評価

- ・提案事業者が提出する提案書、見積書及びプレゼンテーションに対し、

下記の評価項目及び配点に基づき採点を行う。

- ・評価にあたっては、別添「提案書評価基準」を参考にする。
- ・技術点の算出に当たっては、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを有効とする。

#### 技術提案評価項目及び配点

| 技 術 評 価           | 評 価 項 目  | 配 点 |
|-------------------|--|-----|
| (1)<br>基本的要求事項    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社概要</li> <li>・ 組織体制・パートナーシップ</li> <li>・ 本社、営業所及び本院の所在地</li> <li>・ 提案方式による関東甲信越静エリアの実績</li> <li>・ 本院同規模病床施設の全国取引実績</li> </ul> | 15点 |
| (2)<br>構築体制       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務開始前の立上準備体制</li> <li>・ 検査機器搬入方法</li> </ul>   | 15点 |
| (3)<br>業務執行の組織・体制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社員の教育・研修の方法</li> <li>・ 検査試薬等の供給・管理体制</li> <li>・ 情報提供体制</li> <li>・ 新規検査項目の導入</li> <li>・ 契約満了後の機器の取扱</li> </ul>                 | 80点 |
| (4)<br>保守管理・危機管理  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査機器の保守管理体制</li> <li>・ 危機管理体制</li> </ul>  | 50点 |
| (5)<br>自由提案       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記(1)～(4)事項以外で本院経営に資する提案</li> </ul>   | 40点 |

#### 4 事業者候補者の選定

- ・ 価格点及び技術点の合計点数が最も高い者を、事業者候補者として選定する。
- ・ 合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、次の順序で候補者を選定する。
  - ① 技術点が高い者
  - ② 技術点と同点かつ見積価格が同額の場合は、くじ引きにより候補者を選定する。この場合において、くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって選定事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
- ・ 技術点が基準点(100点)未満となった事業者は、候補者として選定しない。

5 提案者が1者の場合の取扱い

- ・提案者が1者の場合でも、選定委員会において評価を行い、当該者の提案によって本件業務を確実に履行することができると判断した場合は、当該者を提案者として選定する。